

所

得税の確定申告は

自分で書いてお早めに

還付の申告はなるべく早めの提出を

次の(1)から(6)のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還

付申告)をすることができます。

この還付申告は、2月16日(月)以前でも税務署に提出することができますので、なるべく早めの提出をお願いします。

なお、還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用いただくのが便利です。

申告相談会場をお間違えなく

申告相談は、2月13日(金)までは佐渡税務署で行いますが、2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告期間中はアミューズメント佐渡2階に申告会場が変更となりますので、ご注意ください。また、申告書の提出から還付金の支払いまでには、ある程度の期間(1～2か月くらい)がかかります。申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

平成20年分の所得税から適用される主な改正事項

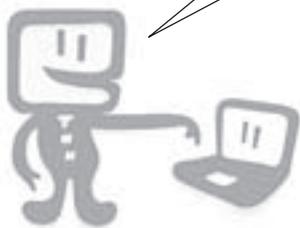
1. 住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事が加えられました。
2. 医療費控除の対象範囲に、特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態である方に対して行われる特定保健指導に係る対価が加えられました。

申告書を作成するときには

「所得税の確定申告の手引き」に従って申告書用紙に記入をしていく

「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告書のほか、消費税の確定申告書、青色申告決算書等も作成できます。国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



お問い合わせ 佐渡税務署 ☎74-3276

と、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。「所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従って金額等を入力することにより、そのまま税務署に提出する申告書等が作成できます。

さらに、このコーナーで作成したデータを引き継いで直接e・Taxで申告することもできます。

